

建設工事等設計書の情報提供の概要

1 開示請求手続きとの相違点

- (1) 複数案件の一括申請ができます。
- (2) 用紙又は CD-R (PDF データ) での情報の受取りを選択できます。

2 情報提供により対応する内容 (対象案件)

情報提供の対象となるのは、建設工事、建築関係工事及び維持修繕業務委託、設計・調査及び測量業務の当初設計書です。変更設計書は対象としないため、必要に応じて情報公開条例に基づく開示請求により手続きをお願いします。また、情報提供の対象案件につきましても、従来どおり開示請求もできます。

(1) 工事設計書の区分

情報提供の申出日を基準として、県公共単価、県標準歩掛の改定時期により、工事等設計書を「全面提供」と金額や計算式の一部を黒塗等した「一部提供」に区分して提供します。

【参考：全面提供の判断基準】

《一般土木工事》

- 4～9月の申請の場合：前年度の9月30日までに作成された設計書
- 10～3月 “ “：前年度の3月31日までに作成された設計書

《建築工事》

- 7～12月の申請の場合：前年度の12月31日までに作成された設計書
- 1～6月 “ “：前年度の6月30日までに作成された設計書

※入札執行時期の一月前を判断の目安としてください。

※上記に該当しない場合は「一部提供」となります。

(2) 情報提供対象となる帳票

設計書に添付されている、積算に係る帳票のみを対象とします。

(「設計書の情報提供申出書」(別記様式1)を参照してください。)

3 情報提供の申出方法等について

「設計書の情報提供申出書」(以下：別記様式1)に、発注機関(各振興局、各支庁、支所、各事務所、各本庁各課)毎に別葉として、必要事項を記入の上、各発注機関の情報提供担当窓口へ持参、郵送、FAX又は電子メールのいずれかの方法で提出してください。(情報提供までの流れは別紙「建設工事等の設計書における情報提供フロー図」を参照)

なお、別記様式1に関する様式は、土木部、農政部・環境林務部により異なりますので、その所管に応じた様式を使用してください。

4 その他

- ・原則30日以内に情報提供決定の通知を行いますが、期間を延伸する場合があります。
- ・機器等の関係でCD-Rでの提供ができない場合もあります。
- ・申出者には、印刷等(CD-R代)費用と郵送費用(郵送の場合のみ)を負担して頂きます。
(用紙代は、10円/枚(片面)、CD代は各所属の調達費用となります。)